

令和 8 年度

一般選抜Ⅱ期 問題

試験開始までに下記の注意事項をよく読んでください。

試験時の注意事項

- ① 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ② 問題冊子は表紙等を含めて 19 枚、解答用紙は各科目 1 枚です。
- ③ 開始の合図の後、解答用紙に「氏名」、「個人番号」を記入すること。
- ④ 試験時間は、60 分です。4 科目から 1 科目を選択すること。
- ⑤ 記述解答で、字数の指定がある問題では、句読点は 1 字として数えること。
- ⑥ 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
- ⑦ 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ること。

〔一〕 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。

季語は伝承の宝庫である。この列島に住みついた人々の一縷の思いが幾重にも絡まり季語を形作っている。かつて、ことばには靈力があつた。雪や花を讃えることはよきことの瑞兆となり、月を愛でることはこの世の死をチヨウエツすることでもあつたという。私はそんな遙かな思いで季語をもう一度見つめ直したいと思つている。

季節の美しい風物を、「景物」という。「四箇の景物」あるいは「五箇の景物」と称し、『俳諧名目抄』（早川丈石編、宝暦九年・一七五九）に、「景物・四季折々に賞翫ある物をいふ。花郭公月雪を四箇の景物といひ、紅葉を加へて五箇の景物といへり」とある。いずれも古来賞翫され、重視されてきた季語である。とりわけ花・月の二つの景物を賞美する思いは今日に至るまで日本の詩歌史を貫く動脈として忘れがたい。連歌俳諧の式目（つくる上の規定）にあつては花、月それぞれに定座があり、重視されている。

季語は、和歌の時代に和歌に詠う題目から生まれた季節限定の美しく創られたことばである。「ひと（人）のころ（心）をたね（種）」（紀貫之『古今和歌集』仮名序）とする豊かな連想力をもつたことばを、季節限定に縛つてしまふ季語誕生に至るまでの過程は、人間の赤子の誕生と同じような期待と不安に満ちたドラマの連続だ。

たとえば、雪の美しさを花にたとえ、「春に知られぬ花」という。と同時に、晩春の落花繽紛たるさまを、「空に知られぬ雪」という。雪は雪でありながら、花にも喩えられる。花は花でありながら、雪にも喩えられる。そのように比喩として用いられる自在さ、軽さを人々から愛されて、「雪」といい、「花」という「こと（言）の葉」が生まれる。季語が誕生するのである。

しかし、雪は冬のもの、花は春のものとことばが季節に縛られ、季語が誕生した途端にことばは自由な飛翔力を失う一面もあろう。また反面、季節限定に伴うイメージの明瞭さと意味の厳密さをもつことにもなる。

このように、季語が生まれるまでのカオス（混沌）を愉しむことが季語の歴史を紐解くおもしろさではないかと思う。和歌に続く連歌の時代には、季語の本意（詠われる事物の本性）が問われ、季語の意味やイメージが特殊になる。たとえば、冬に長雨があつても、冬の雨は時雨を詠う。降りみ降らずみ、さつと上る。そのような時雨の定めなさを、無常とみる詠み手の心象が託されていく。

俳諧の時代に入ると、松尾芭蕉の出現によって、季語の世界も変貌する。芭蕉が先入観をもたずに心を開き、広く風土に接することで季語は呪縛を解かれたように輝きます。芭蕉という個人の旅の体験を通し、季語がソセイする驚くべきことばの力を我々は見せつけられたのである。「伝統的本意からの脱却と現実回帰の志向」（尾形仿「季語観の変遷」『俳諧と俳句』）といわれる。私はそれを「季語の地貌化」と称している。

「地貌」とは本来は地理学の用語であるが、ここでは地域の風土の上に展開される季節の推移や、それに基づく生活や文化まで包含することばとして用いられている。

芭蕉は、みちのく、北陸、信濃、伊賀、近江など各地の地貌に深く触れる体験の中で季語に新しみをつけ加えている。芭蕉以後の季語の歴史はさまざまなバリエーションを見せながら、季語の地貌化の方向へ向かい、季語への新たな読みと現実味のある季語の発掘がおこなわれ、現代の俳句に到達しているのである。

ところで、私は本章の表題を「季語の歴史」と、季語ということばを用いるが、季節をあらわすことばの変遷について概観しておきたい。

花・郭公・月・雪・紅葉などは和歌を詠むときの代表的な題目である。これを「季の題」（『正徹物語』）といった。時代の美意識を担つた「季節に関する題」のことである。今日用いられる「季題」に相当する。「季題」という呼称は、明治三六年（一九〇三）に森無黄（尾崎紅葉ら新声会の俳人）が初めて使つたものという。

また「季語」は、江戸時代には「四季之詞」（『はなひ草』）などといい、「季節に関することば」のことである。題詠（題を設けて連想して詠う）や発句で季題が喚起した詩情を具体化し広めるはたらきをする。「季語」という呼称は明治四一年、大須賀乙字が初めて使っている。

「季の題」は「季節の題目」である。先進国中国の詩人が題を用いて詩を詠む。その伝統が日本に伝わり、歌人も題を定めて和歌を詠んだのである。そのときに選りすぐられた美しいことばが「季の題」としてチンチヨウされた。季をめぐる連想の糸を束ねて

四季のことばの秩序ができあがる。「季の題」は和歌の伝統を重視した連歌の時代にも引き継がれる。とくに連歌の発句には一座の気持を一つにする[A]として、当季の景物を詠みこむことが必須の条件に定められたので、「季の題」はさらに増やされていく。

しかし、連歌における一巻の展開は、発句との照応と全体の変化を求めており、付句にはさらに多くの季を表すことばが求められた。江戸初期の俳諧撰集『毛吹草』(松江重頼編、正保二年・一六四五刊)では「季の題」季題が一〇〇余りであるが、同所収の「連歌四季之詞」には約七三〇、「俳諧四季之詞」には約一〇六〇と、季語は増え続ける。とりわけ庶民に拡がった俳諧では、生活全般にわたった人事・農事などヒキキな季語の増加が著しい。

このような状況の中で、新たな俳諧の創造という視点から、芭蕉によって季題の見直しと自在な季語の提示がなされるのである。以上のように詩歌史の中で季題・季語の区別は厳密にはむずかしく、一様ではない。そこで、ここでは包括的な用語である季語の呼称を用いて論を進めたいと思う。

季語の成立時期については、前述したように花(春)・郭公(夏)・月・紅葉(秋)・雪(冬)に代表される季節の題目「五箇の景物」が揃った、平安後期ほぼ一〇〇〇年頃、第五番目の勅撰和歌集『金葉和歌集』(源俊頼撰、大治二年・一一二七成立か)が出された頃といわれる。それまでには主要な題目が決められたのではないかとおもわれる。

「五箇の景物」の中で、月が秋を代表する景物と定まったのが『金葉和歌集』であった。花が春、郭公が夏、紅葉が秋、雪が冬とは景物そのものが特定な季節と結びついているので、初めての勅撰和歌集『古今和歌集』(紀貫之ら撰、延喜五年・九〇五頃成立か)において、花・郭公・紅葉・雪はそれぞれの季節でもっとも多く詠われた歌材である。ところが、月は年中見られるものであり、季を特定するためには、月がもつともその本性を発揮する時期とそれをキョウジユする側の美意識とが合致することが必要であった。『金葉和歌集』の秋の部で月が秋と特定されたことは、意欲的な撰者源俊頼の英断であり、日本人の感受性の歴史の上においてたいへん大きな変革であった。以後『千載和歌集』『新古今和歌集』でも、月は秋のものとして、秋の部に入っている。

(宮坂静生『季語の誕生』による)

問1 傍線部(a)～(e)の片仮名を漢字に直しなさい。

問2 空欄[A]に入る最も適当な語句を、次のア～オの中から選び、記号で答えなさい。

ア 手法 イ 手段 ウ 約束 エ 習慣 オ 挨拶

問3 傍線部(1)「空に知られぬ雪」とは何のことですか。三文字以内で答えなさい。

問4 傍線部(2)「特殊」の対義語を答えなさい。

問5 傍線部(3)「松尾芭蕉」とありますが、次の芭蕉の有名な俳句について、季語と季節を答えなさい。

古池や蛙飛びこむ水の音

問6 傍線部(4)「バリエーション」は、どういう意味で使われていますか。漢字二文字で答えなさい。

問7 傍線部(5)「勅撰和歌集」とは、どういう意味ですか。

問8 筆者は、「季の題」はどのようにして形作られていったと述べていますか。その中心となる一文を抜き出し、初めの五文字を答えなさい。

〔二〕 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。

このところ、「一人称権威」について考えている。一人称権威とは、私たちが自分自身の心とのあいだに持つ独特な関係を表す哲学用語である。

まずは、私があなたに何かを報告する場合を考えてほしい。私が「駅前にカフェができてたよ」と言ったとしよう。この場合、あなたはもし私の報告が疑わしいと感じたら、駅前に行って本当に新しいカフェがあるかどうかを確認することができるし、もし見当たらなかったなら、「カフェなんてなかったよ。見間違えじゃない?」などと反論することができる。たいていの場合、報告の正しさはほかのひとによって確かめることができるし、不正確だった場合にはその報告を退けることもできる。

しかし、こうしたことが成り立たない領域がある。自分自身の心のありようについて報告する場合だ。仮に私が「私は将来、一軒家を買いたいと思っているんだよね」と言ったとしよう。それが嘘やごまかしであることが明らかでない限り、他人が「いや、あなたはそんなこと思っていないよ」などと反論する余地はなく、私の言い分は「本人が言っているのだから、そうなのだろう」と受け入れられるはずだ。自分自身の心について「私はこれこれです」と一人称的に報告する場合、その報告は他人によっては覆し^(a)がたような「権威」を帯びることになる。これが「一人称権威」と呼ばれる現象だ。

一人称権威は、心について哲学的に考える際には、(少なくとも私が専門としている分析哲学という分野では) 基本的な前提と見なされている。誰かの哲学説を批判するときに「その考え方を採用すると一人称権威が成り立たなくなってしまうのではないか?」それはまずいだろう」と指摘したり、そうした指摘を受けて「いや、この立場でも一人称権威が成り立つと考えることはできるのだ」と応答したりといったやり取りは、学会や論文でよく見かける。それくらい、広く受け入れられている考えなのだ。

「一人称権威」という言葉はしかつめらしくて何のことやらよくわからない響きを持っているが、日常的な実感に照らすと、とても単純で当たり前の話をしていることがわかる。誰かが「甘いものが食べたいなあ」と言い出したら、私たちは「そうは言うけれど、本当にそんな欲求があるかどうか、ちゃんと確かめないと」などと考えたりはせず、即座に受け入れて「いいね、どこかに食べに行く?」などと話を続けるはずだ。「お腹が昨日から痛くて……」と言うひとに、「本当に痛いのか? 本当は何も感じてなかったりしない?」くすぐったいのと勘違いしていない?」と疑うことも普通はない。自分自身の心のありようについては自分がいちばんよく知っているし、そのひとの心のありようについて他人が確かめる[A]もないのだから。そうした言葉は独特な信頼性を帯びるのだ。

そんなわけで、難解なものが多い哲学用語のなかで、「一人称権威」はその響きの堅苦しさに反し、日常的な実感からも理解しやすいほうの言葉だろう。授業内で「そんなの本当に成り立つのですか?」といった質問を受けた覚えもいまのところはない。

でも、自分自身の心のありようについての報告には他人には覆すことのできない信頼性が与えられるという原則は本当に広く受け入れられているのだろうか、と最近思うのだ。一人称権威なんて、本当に哲学者たちが考えているほど常に成り立っているのだろうか?

きっかけのひとつは、名古屋出入国管理局に収容されていたラスナヤケ・リヤナゲ・ウイシユマ・サンダマリさんの死亡事件をめぐる訴訟^(b)についての報道を見たことだった。二〇二三年九月二七日に名古屋地裁でおこなわれた口頭弁論では、入管の対応に問題はなかったとする医師の意見書が国側から提出された。それによると、「私、死ぬ」「息、難しい」などのウイシユマさんの発言は「看守の注目を集めるため」であると主張されていた。直前の診察で異常がなかった以上、深刻な状態にはなかったはずだ、というのだ。

苦痛に関する報告は、一人称権威が成り立つと言われるものの典型だ。私が「歯が痛い」と嘘や冗談や演技でなく言っているとき、それを疑うひとは普通いないし、仮に歯医者に行って異常が見つからなかったとしても、「そもそも痛みなどないのでは?」と結論されることはない。「痛い」と言っている以上、痛みはあるに違いなく、何か別の原因によって痛みが生じているのだろうと普通は考える。苦痛を語る言葉は信頼性をもつのだ。

でも、ウイシユマさんの場合にはそうならなかった。診察で異常がなかったという理由で、ウイシユマさんが自分自身の苦痛について語った報告は退け^(c)られた。しかも、その理由となった診察は苦痛を訴えている時点でなされたものでさえなく、あくまで「直前」の診察だ。ウイシユマさんは、苦痛という他人からは確かめようがないはずの心のありようについて、他人から断定され、本人の主張は否定された。これはいったいどういうことなのだろう? 一人称権威は哲学的にも⁽¹⁾当たり前の前提ではなかったのだろうか?

それにしても、誰にでも認められるのが自然と思われる事柄が認められないひとがいるというのは、どういうことなのだろう? なぜそんな無茶が現実には起こっているのだろうか? ひょっとすると、一人称権威はあくまで条件つきで認められるものだという点

に注目すべきかもしれない。自分自身の心について「私はこれこれです」と一人称的に報告する場合、その報告は基本的に他人には覆すことのできない信頼性を得るのだが、冒頭でも触れたように、これには「B」という条件がついている。つまり、一人称権威は話し手の誠実性を条件として認められるものとなっているのだ。もしかすると、誰にでも認められそうな一人称権威を目の前の相手に認めないという「C」は、この誠実性という条件を利用して、とても問題のあるかたちで実現されているのかもしれない。

もちろん、嘘をついていることが明らかの場合に一人称権威が成り立たないということ自体に問題はない。問題は、先に一人称権威の否定があったうえで、そこから遡及的に「嘘つきに違いない」という理由づけがなされている場合である。嘘をついているから一人称権威が認められないのではなく、一人称権威が認められないから嘘をついていることにされる。そうしたことが起こっている場面があるのでないだろうか。ウイシユマさんの件も、もしかしたらそうかもしれない。国側の主張では、ウイシユマさんは本当は苦痛を感じていないのに「看守の注目を集めるため」に嘘をついて苦痛を訴えていた、とされている。だが、それに先立って、ウイシユマさんの苦痛の訴えを嘘だと断定する理由は何かあったのだろうか？ 直前の診察？ けれど、診察のすぐ後に苦痛の訴えがあったとき、普通それは即座に嘘だと決めつけられるのではなく、むしろ体調が急変した可能性を示すものと見なされるのではないか。もちろん、実際に起きたことの詳細について私は知らないし、報道される内容をもとに想像で語るほかないのだが、もしかしたら事態は逆で、ウイシユマさんには一人称権威がはじめから認められておらず、そのことを正当化するためにあとづけ的に「嘘をついている」という理由が構成されたのではないだろうか。

一人称権威は、知識の問題というより、ひととひととの関係の問題なのかもしれない。自分の心について自分以上に知っているひとはいないからこそ、私たちは互いに「私はあなたの心についてはあなたの言い分を基本的に認めるので、あなたも私の心については私の言い分を基本的に認めてくださいね」と相手を信頼しあって暮らしているのではないだろうか。

一人称権威というのは結局何なのだろうか？ わかっているのは、それが事実としてすべてのひとにあらゆる場面で認められているわけではないということだ。多くの場合、私たちは一人称権威を仲間同士で認め合って暮らしている。でも、認め合わなくても支障がない相手を前にしたとき、一人称権威はしばしば退けられてしまう。

もちろん、悪意を持って一人称権威を否定しているわけではないかもしれない。相手が嘘をついているかもしれない、自分の利益を狙っているかもしれないと心の底から疑ったり怯えたりしている場合もあるだろう。それでも、私たちはきつと目の前の相手に一人称権威を認めるべく努力すべきなのだ。ひとたび一人称権威を否定されると、そのひとにはもはや、自分の心について伝える方法がなくなってしまうのだから。

相手の語る心のうちが、自分には理解しがたいこともあるかもしれない。相手の言う通りに認めてしまうと、自分の信じてきたことが揺さぶられるということもあるだろう。例えばこれまで異性愛を当たり前だと思ってきたひとにとっては、目の前の友人から同性への恋心を語られても、それを受け入れがたいと感じることがあるかもしれない。それでも、その相手と語り合う気があるならば、勇気をもってそのひとの心についてはそのひとの語る通りに受け取るようにするしかない。

一人称権威が否定されるとき、そのひとはもはや、心を持った存在として相手とコミュニケーションを取ることができなくなってしまう。一人称権威について本当に考えるべきことは、「なぜ成り立つのか？」ではなく、「なぜ常に成り立つわけではないのか？」。そして「どうやって成り立たせていけばよいのか？」なのではないか。それは単なる哲学的に興味深い現象ではなく、この社会における生存に関わる切実な問題なのだ。

(三木那由他『言葉の道具箱』による)

問1 傍線部(a)～(e)の漢字の読みを平仮名で答えなさい。

問2 空欄 A に入る平仮名二文字の語句を答えなさい。

問3 空欄 B に入る適当な一文を本文中より抜き出し、二十字～二十五字で答えなさい。

問4 空欄 C に入る語句を、本文中より抜き出して答えなさい。

問5 傍線部(1)「当たり前前提」と同じような意味を持つ語句を、本文中より抜き出して答えなさい。

問6 傍線部(2)「一人称権威の否定」とありますが、筆者は、この「一人称権威の否定」にどんな問題があると考えていますか。本文中の言葉を使って、四十字～五十字で答えなさい。

問7 傍線部(3)「むしろ」、(4)「あらゆる」の単語の品詞名を答えなさい。